

防犯カメラ設置・運用規程

令和3年（2021年）9月1日学校長決定

（設置の目的）

- 第1条 北海道八雲高等学校は、生徒、保護者及び教職員の個人情報等の紛失や盗難を防止し、もって個人情報の保護と、安心・安全な学校生活を実現することを目的として、校舎内に防犯カメラ（付属する機器を含む。以下同じ。）を設置し、運用する。
- 2 防犯カメラは、職員のサービスを監視することを目的としない。
- 3 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、当該防犯カメラの記録データ上の個人情報の適正な取扱いに十分留意する。

（設置の場所）

- 第2条 防犯カメラの設置場所は、前条の目的を実現するために必要な最小限の範囲とし、職員室東側、職員室西側、会議室、進路指導室の4カ所とする。なお、更なる防犯対策を徹底する必要がある場合には、他の場所に防犯カメラを設置することができる。

（管理責任者の指定と責務）

- 第3条 防犯カメラの適正な管理・運用を行うため、以下のとおり管理責任者及び操作担当者（以下「管理責任者等」という）を置く。
- 2 管理責任者は、校長とする。
- 3 操作担当者は、教頭及び事務長とする。
- 4 管理責任者等は、この規定を遵守し、適正な管理・運用に努めなければならない。
- 5 管理責任者等は、防犯カメラの映像から知り得た情報について、第1条に定める目的を超えて利用し、又は他人に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後も同様とする。

（機器の操作・視聴の制限）

- 第4条 防犯カメラの操作・視聴は、原則として、管理責任者等が行う。
- 2 前項のほか、管理責任者は、職員に防犯カメラの操作・視聴を行わせることができる。
- 3 職員は、管理責任者の了解を得なければ、防犯カメラを操作し、又は視聴してはならない。

（運用の方法）

- 第5条 管理責任者等は、毎日、出勤時及び退勤時に、防犯カメラに電源が入っていることを確認する。
- 2 管理責任者等は、毎週月曜日（祝日等の場合はその翌日）、正常に録画装置が作動していることを確認する。
- 3 防犯カメラで撮影された映像データは、原則として、第三者に提供してはならない。
- 4 防犯カメラで撮影された映像データを第三者に提供しようとする場合には、管理責任者は、次のいずれかによることを確認の上、適切に判断する。
- ア 職員室等内で防犯上の異常があり、警察等から映像データの提出を求められた場合
- イ 個人の生命や身体、個人情報等の財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合
- ウ その他、第1条に定める設置目的に照らし必要と考える場合
- 5 前項ウにより映像データを第三者に提供する場合には、原則として、管理責任者は事前に職員に周知する。
- 6 第4項各号により映像データを提供する場合には、提供する相手などに対し、提供データの授受確認書等の署名を受け、記録を残すよう努めるものとする。

（問い合わせへの対応）

- 第6条 管理責任者等は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせや要望、苦情等を受けたときは、各条各項の規定に照らして適正かどうかを判断し、迅速かつ誠実に対応するものとする。

（防犯カメラの保守点検・撤去）

- 第7条 管理責任者等は、防犯カメラを定期的に点検し、必要に応じて交換又は撤去を行う。
- 2 防犯カメラの交換及び撤去に当たっては、原則として、事前に職員に周知する。
- 3 防犯カメラを撤去する場合には、撮影された録画データの確実な消去を行い、管理責任者が確認しなければならない。

附 則

- この規程は、令和3年9月6日より施行する。
- 2 規程施行上、改訂が必要な場合は職員会議等で協議し、改訂することができる。